5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全課の所掌に属するものを除く。）を、保全課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務をつかさどる。

6～14　（略）

15　技術調整官は、施設の保全に関する専門技術上の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

16～20　（略）

（土地改良技術事務所）

第二百八十五条　（略）

2　土地改良技術事務所に、次長一人（関東農政局及び北陸農政局にあっては、二人）を置く。

3～16　（略）

（消費者行政専門官、食品アクセス推進専門官及び教育ファーム推進専門官）

第三百十一条　消費生活課に、消費者行政専門官、食品アクセス推進専門官及び教育ファーム推進専門官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

（削る。）

4　（略）

（森林集積推進室、山村振興・緑化推進室及び森業振興室並びに施業集約化推進官、森林経営管理技術者育成専門官、花粉発生源対策調整官、花粉発生源対策推進官、森林炭素取引活性化企画官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官及び森林ボランティア企画官）

第三百九十一条の二　森林利用課に、森林集積推進室、山村振興・緑化推進室及び森業振興室並びに施業集約化推進官、森林経営管理技術者育成専門官、花粉発生源対策調整官、花粉発生源対策推進官、森林炭素取引活性化企画官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官及び森林ボランティア企画官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全計画課及び保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全計画課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する事務をつかさどる。

6～14　（略）

（新設）

15～19　（略）

（土地改良技術事務所）

第二百八十五条　（略）

2　土地改良技術事務所に、次長一人（北陸農政局にあっては、二人）を置く。

3～16　（略）

（消費者行政専門官、食品アクセス推進専門官、食育情報専門官及び教育ファーム推進専門官）

第三百十一条　消費生活課に、消費者行政専門官、食品アクセス推進専門官、食育情報専門官及び教育ファーム推進専門官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　食育情報専門官は、北海道農政事務所の管轄区域内における健全な食生活その他の食料の消費に関する知識の普及及び情報の提供に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

5　（略）

（森林集積推進室及び山村振興・緑化推進室並びに施業集約化推進官、森林経営管理技術者育成専門官、花粉発生源対策調整官、森林吸収源情報管理官、花粉発生源対策推進官、森林炭素取引活性化企画官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官、森林環境教育推進官及び森林ボランティア企画官）

第三百九十一条の二　森林利用課に、森林集積推進室及び山村振興・緑化推進室並びに施業集約化推進官、森林経営管理技術者育成専門官、花粉発生源対策調整官、森林吸収源情報管理官、花粉発生源対策推進官、森林炭素取引活性化企画官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官、森林環境教育推進官及び森林ボランティア企画官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）